

## 欧州共同体意匠規則

### —市場指向型デザイン保護システムの概要とその後の進展—

青 木 博 通

#### 1. はじめに

製品への付加価値による競争力強化、ブランド構築、模倣対策の強力なツールとして、意匠制度が世界的に活発に利用されている<sup>1</sup>。

しかしながら、各国の意匠制度は、制度枠組み、保護対象、保護要件、保護範囲等が異なり、世界知的所有権機関（WIPO）も意匠制度の調和については、手をつけていない状況にある。

このような中、欧州では早くから、各国意匠制度の調和及び欧州共同体加盟国全域に効力が及ぶ統一意匠規則の制定について検討されてきた。これは、欧州域内における物の自由な移動（free movement of goods）を確保するためには、各国意匠制度の調和及び加盟国全域に効力が及ぶ意匠権の確立が不可欠と考えられたためである。

そして、その成果が、欧州意匠指令及び欧州共同体意匠規則として、それぞれ時期をずらして別々に成立し、活発に利用されている<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 『特許庁行政年次報告書（2005年版）』によると、2000年には、18,563件（米国）、33,841件（韓国）、50,120件（中国）、38,496件（日本）であった意匠出願件数が、2004年には、23,468件（米国）、41,172件（韓国）、110,849件（中国）、40,756件（日本）と各国とも増加している。

<sup>2</sup> 欧州共同体意匠規則に基づき、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）へ出願された登録共同体意匠の意匠件数は、40,624件（2003年）、53,881件（2004年）となっている。日本から出願された意匠件数は、1,711件（2003年）、2,152件（2004年）で、ドイツ、イタリア、米国、英国、フランス、スペインに次いで7位となっている。

欧州共同体意匠規則は、意匠をマーケティング・ツール(marketing tool)として位置付け<sup>3</sup>、欧州域内市場のニーズに適合した利用しやすいデザイン保護システムを目指して、制度を構築している(市場指向型デザイン保護システム)<sup>4</sup>。日本の意匠法にはない、制度枠組み、保護対象、保護要件、手続要件、意匠権侵害判断基準についての規定もあり、デザイン保護の新しい試みがなされている<sup>5</sup>。

本稿では、その概要について、最新の無効決定、裁判例を交えて紹介する。

## 2. 欧州共同体意匠規則と欧州意匠指令

### (1) 欧州共同体意匠規則

欧州共同体域内において、同じ意匠が、国によって異なる者に所有されると、物の自由な移動の障害となる。

そこで、欧州共同体域内において物の自由な移動が確保されるように、1991年の欧州委員会「工業意匠の法的保護に関するグリーン・ペーパー」<sup>6</sup>、1993年欧州意匠規則案、1999年修正案、2000年修正案を経て、欧州

域内に単一の意匠権を創設する欧州共同体意匠規則<sup>7</sup>(以下、「規則」という)が2001年12月12日に採択された。1959年の工業意匠に関する作業部会(Working Party on Industrial Designs)における、加盟国法制度の調和の断念から規則の採択まで、約40年の歳月を要したことになる<sup>8</sup>。

規則は、登録共同体意匠(registered Community design)と非登録共同体意匠(unregistered Community design)の2部構成(ダブルトラック)からなり、2002年3月6日に施行され、共同体意匠の出願受付は2003年4月1日より正式<sup>9</sup>に開始された。

このようなダブルトラックの制度を採用したのは、①製品の市場における寿命が短く、登録義務のない簡易な制度を望む企業と②製品の市場における寿命が長く、法的確実性のある制度を望む企業があったためである(規則前文(15)乃至(17))。

登録共同体意匠権は、欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market(Trade Marks and Designs) : OHIM、以下「OHIM」という)へ出願し、登録することにより発生する単一の権利であり、権利の効力は欧州共同体加盟国全域に及ぶ。保護期間は、出願の日から最大25年間である。

非登録共同体意匠権は、意匠が最初に欧州共同体域内の公衆に利用可能となった日から無方式で発生し、権利の効力は欧州共同体加盟国全域に及

<sup>3</sup> Uma Suthersanen “Design Law in Europe”(2000), para 5-002, 6-003, 6-046参照。

<sup>4</sup> 欧州共同体意匠規則前文には、(8)「Consequently a more accessible design-protection system adapted to the needs of the internal market is essential for Community industries.」(15)「A Community design should, as far as possible, serve the needs of all sectors of industry in the Community.」と規定されている。『特許庁委託平成14年度工業所有権制度各国比較調査研究等事業—EU意匠規則成立後の欧州における意匠制度に関する調査研究報告書(茶園茂樹執筆分)』(社)日本国際知的財産保護協会(2003年)27頁参照。以下、『AIPPI報告書(2003年)』と略す。

<sup>5</sup> 欧州共同体意匠規則と日本の意匠法との比較については、拙稿「ヨーロッパ意匠法からみた日本の意匠法」特許懇232号(2004年)46頁を参照。<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/232tokusyu5.pdf> からも入手可能。米国意匠制度との比較については、Katrine A Levin and Monica B Richman “A Survey of Industrial Design Protection in the European Union and the United States” E.I.P.R.(2003) Issue 3, Sweet& Maxwellを参照。

<sup>6</sup> Commission of European Communities “Green Paper on the Legal Protection of

Industrial Design” ; このグリーン・ペーパーは、マックス・プランク知的財産研究所の欧州意匠法草案の影響を受けている。本草案の内容については、満田重昭「マックスプランク研究所の欧州意匠法草案について—1990年リングベルグ・シンポジウム—」DESIGNPROTECT 13号3-5頁、14号3-8頁、15号5-14頁(1991年)参照。

<sup>7</sup> 共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則(EC)No.6/2002(Council Regulation (EC) No. 6/2002 of 12 December 2001 on Community Designs)。欧州共同体意匠規則成立の経緯については、『AIPPI報告書(茶園茂樹執筆分)』186-187頁参照。

<sup>8</sup> 最初の検討は、1959年に特許、商標及び意匠の各分野において作業部会が設立されたときのことであったが、加盟国法間の保護格差が非常に大きいものだったことから、調和のためのプログラムを開始することができる望みはないであろうとの結論が下された。Uma Suthersanen “Design Law in Europe”(2000), para 5-0001参照。

<sup>9</sup> 実際には、2003年1月1日より出願受付は開始されたが、2003年3月31日までに出版されたものは、すべて、2003年4月1日に出版されたものとみなされた。

ぶ。保護期間は3年間である。

このような、登録を要する保護システムと登録を要しない保護システムを併存させる保護の手法は、デザイン・アプローチと呼ばれ、1988年英国著作権・意匠・特許法<sup>10</sup>でもとられている。

欧州共同体加盟国は、2004年5月1日に10か国が追加され、現在25か国となっている。

欧州共同体加盟国25か国 — Austria, Belgium, Denmark, Finland, France, Germany, Greece, Ireland, Italy, Luxembourg, The Netherlands, Portugal, Spain, Sweden, United Kingdom, (以下、2004年5月1日より加盟) Cyprus, Czech Republic, Estonia, Hungary, Latvia, Lithuania, Malta, Poland, Slovak Republic, Slovenia

## (2) 欧州意匠指令

欧州共同体意匠規則の施行に先立ち、単一の域内市場を促進するために、欧州加盟国内の国内意匠法を調和させることを目的とする欧州意匠指令(以下、「指令」という)<sup>11</sup>が、1998年に採択され、加盟国は、2001年10月28日までに、国内法を欧州意匠指令に従って改正する義務を負った(指令19条)。しかしながら、実際にはこの期日以降に多くの国内法が改正された<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> 欧州共同体意匠規則の非登録共同体意匠権と1988年英国著作権・意匠・特許法における非登録意匠権の共通点及び相違点については、Edward Lyndon-Stanford「イギリスにおける無登録デザイン権」AIPPI47巻1号(2001年)10頁、『AIPPI[青木博通執筆]2003年』212頁、拙稿「実務家からみた各国意匠制度の評価」DESIGNPROTECT67号(2005年)2頁参照。英国における非登録意匠権の解説については、茶園茂樹「イギリスにおけるデザイン権による保護の現状(上、中、下)」DESIGNPROTECT49号(2001年)、52号(2001年)、55号(2002年)参照。

<sup>11</sup> Directive 98/71/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 1998 on the legal protection of designs, [1998] O.J.L289/28.。本指令は、1998年10月28日に公示され、1998年11月17日に発効した。

<sup>12</sup> 指令に基づく英国意匠法の改正については、拙稿「欧州における新しい意匠制度—物品の意匠から製品の意匠への大転換—」パテント55巻5号(2002年)72頁参照。

指令<sup>13</sup>は、加盟国の意匠制度すべてについて調和させるものではなく、域内市場が機能することに最も直接的に影響を及ぼす国内法の規定について調和されている。制裁、救済、執行、出願手続、無効手続等については、国内法に委ねられている<sup>14</sup>。例えば、意匠権侵害に対して刑事罰を適用するか否かは、各国の自由であり、英国、イタリア、ギリシャには刑事罰の規定がないが、フランス、ポルトガル、スペインにはある<sup>15</sup>。また、各国の登録意匠制度のみが対象であり、例えば、英国の非登録意匠権は指令の対象外となる(規則前文7)。

指令における意匠の保護要件、意匠権の効力に関する規定は、規則におけるそれとほぼ一致するが、修理用部品(spare parts)の保護については、指令が各国の自由に委ねているのに対して、規則では、保護要件、意匠権の効力の制限について規定している。規則においては、修理用部品は、登録することができるが、権利の効力は、修理目的での修理用部品の使用には及ばない(規則110条)。

## 3. 登録共同体意匠制度

### (1) 制度枠組み

登録共同体意匠権は、OHIMへ出願し、登録することにより発生する単一の権利であり、権利の効力は欧州共同体加盟国全域に及ぶ。保護期間は、出願の日から最大25年間である。

意匠の創作者またはその承継人が出願することができる(規則14条1項)。職務著作は、原則企業に帰属する。但し、契約に別段の定めがある場合や

<sup>13</sup> 「指令」は、その達成すべき結果や目的についてEU加盟国を拘束するが、直接適用がなく、達成手段については加盟国に委ねられている。これに対して、「規則」は、単に加盟国を拘束するだけでなく、加盟国の国民にも直接適用される。「指令」も「規則」も、国際条約と異なり、国内議会における批准手続をなして直ちに加盟国又は国民を拘束する点で実施が迅速である。小林昭寛「欧州における知的財産制度の概要(第1回)—欧州制度の理解のための予備知識と技術関連政策の方向—」とつきよ平成11年10月号26頁参照。

<sup>14</sup> 『AIPPI報告書[茶園茂樹執筆]』(2003年)2頁参照。

<sup>15</sup> 規則前文5. 及び『AIPPI報告書(2003年)』34頁参照。

国内法で別段の定めがある場合にはそちらが優先する(規則14条3項)。

出願は、加盟国の各国特許庁を介して(間接出願)または OHIM へ直接出願することができる(直接出願)。

出願書類としては、願書及び意匠の表現物(図面又は写真)が必要であり、① 登録の請求の記載、② 出願人の記載、③ 意匠の表現物が、出願日認定要件となっている(規則36条1項)。出願時に製品名を記載していなくとも出願後に補充することができる。製品名は、複数記載することができる。創作者の記載は義務となっていない。日本の意匠法では、物品名の記載は出願日認定要件であり、物品名を複数記載することはできない。創作者の記載は義務となっている。

図面又は写真は、1意匠につき最大7図面となっている。7図面には、1意匠の範囲内であれば、変形した図を記載できる<sup>16</sup>。この制度を利用することにより、意匠のバリエーションを安いコストで出願することができる。日本の意匠法では変形した図を記載することはできない。

多意匠一出願制度(multiple applications)が採用されており、一つの出願に、ロカルノ分類の同一分類に含まれる複数の意匠を包含することができる<sup>17</sup>。数の制限はない(規則37条)。上述の図面のバリエーションに加え、この制度を利用することにより、意匠のバリエーションを安いコストで出願できることになる。日本の意匠法は、一意匠一出願主義をとっており、一出願に複数意匠を包含することができない(意匠法7条)。

出願日(優先日)から最大30か月間、意匠の表現物等を公報に掲載しない、意匠の公告繰延べ(deferment of publication)を請求することができる。この手続は出願と同時に進行する必要がある(規則50条1項)。この制度を利用することにより、発売前の自動車の意匠を秘密にすることができる。また、多くの意匠を公告繰延べし、最終的に使用する意匠のみについて登録料を納めることにより、コストダウンを図ることができる。日本の意匠法には、

<sup>16</sup> 例えば、登録第000009279-0001号の意匠は、白い熊と黒い熊のバリエーションが1意匠として登録されている。登録意匠の概要は、OHIM のウェブページ(<http://oami.eu.int/en/design/default.htm>) から入手可能。

<sup>17</sup> 例えば、ある日本企業は、登録第000012570-0001号～登録第000012570-0056号の意匠を、「時計」について、多意匠一出願制度を利用して登録している。

秘密意匠制度があり、最大登録日から3年間、登録意匠が秘密にされる(意匠法14条)。

出願の手続的要件、保護要件の一部の審査を得た後、登録され、公告繰延請求のあった意匠を除き、共同体意匠公報に掲載される(規則49条)。

実体審査は、① 意匠が保護対象に該当するか(規則3条)、② 公序良俗違反(規則9条)の2点のみなされる(規則47条1項)。手間と時間のかかる新規性および独自性の審査はされない。これにより、出願日から3ヶ月以内に登録するという OHIM のコミットメントを達成している。日本では、完全審査がなされている<sup>18</sup>。

審査の決定に不服の場合には OHIM 審判部(Board of Appeal)へ(規則55条)、審判部の決定に不服の場合には、欧州共同体の第一審裁判所(The Court of First Instance)、そして欧州司法裁判所(The Court of Justice of the European Communities、単に「欧州裁判所」とも訳される)へ(規則61条)不服申立てができる。

その他の保護要件については、登録後、無効宣言の請求により OHIM の意匠部門(Designs Department)の無効部(Invalidity Division)が、または、意匠権侵害訴訟において共同体意匠裁判所(Community design courts : 加盟国の指定を受けた国内の第一審及び第二審裁判所(規則80条))が判断することになる。

OHIM への無効宣言の請求は、規則で定めた請求人適格を有するものが行うことが可能であり(規則25条)、無効理由ごとに請求人適格が規定されている(規則25条2項ないし5項)。無効部の決定には OHIM 審判部へ(規則106条)、審判部の審決には、欧州共同体の第一審裁判所、そして欧州司法裁判所(規則61条)へ不服申立てができる。

登録共同体意匠の無効については、意匠権侵害訴訟における答弁(plea)、反訴(counterclaim)においても被告は無効を主張することができる。ただし、答弁における無効の主張は、自己の各国先行意匠を理由とする場合に限られ(規則85条1項)、無効と判断されても対世効はない(規則86条)。反訴による場合は、裁判所が無効を確定することができる(規則24条、85条、86条)。

<sup>18</sup> 出願からファーストアクションまでの期間は、7.5ヶ月(2004年)となっている。『特許庁行政年次報告書(2005年版)』34頁参照。

登録共同体意匠の侵害訴訟については、共同体意匠裁判所が扱う(規則81条)。第一審の共同体意匠裁判所の判決に対しては、第二審の共同体意匠裁判所が管轄し<sup>19</sup>、上訴については国内法が適用される(規則92条)。救済措置については各国法にゆだねられるが、少なくとも差止命令は含まれることになる(規則89条)。

## (2) 保護対象

規則3条において、「意匠」とは、製品全体又は部分の外観であって、当該製品自体及び／又はその装飾の、特に線、輪郭、色彩、形状、手ざわり(texture)及び／又は素材の特徴に由来する外観をいい、「製品(Product)」<sup>20</sup>には、あらゆる工業品又は手工芸品をいい、とりわけ、1個の複合製品に組み立てることを意図した部品、包装、表装(get-up)、グラフィック・シンボル、タイプフェイスが含まれると定義されている。意匠をマーケティング・ツールと位置付ける考え方により、情報化社会にも対応した幅広い定義が与えられている。

「製品」からは、コンピュータプログラムを除く旨規定されているが、アイコンやスクリーンディスプレイを排除する趣旨ではない<sup>21</sup>。

共同体意匠として、実際に、製品名を「アイコン」(000038575-0002)、「モニタースクリーンイメージ」(000013131-0004)、「装飾」(000018924-0002)、「漫画キャラクター」(000000658-0001)、「ロゴ」(000026638-0001)、「彫刻」(000007323-0001)、「タイプフェイス」(000041496-0001)とする意

<sup>19</sup> 共同体商標権の裁判管轄・権利行使については、Gert Würtenberger「共同体商標権の行使」AIPPI 48巻11号22頁参照。

<sup>20</sup> 満田重昭千葉大名譽教授は、「Products」の訳語として、「生産物」を使用されている(半田正夫・牧野利秋外編『知的財産権事典』246頁(丸善、2004年))。

<sup>21</sup> Annette Kur “Protection of Graphical User Interface Under European Design Legislation” 34 IIC 60(1/2003)、『AIPPI[茶園茂樹]2003』5頁参照。Uma Suthersanen “Design Law in Europe”(2000), para 6-014は、「意匠指令はコンピュータプログラムを保護対象から明示的に除外しているが、これは、コンピュータプログラムの「look and feel」に対する意匠保護を通じて、コンピュータプログラムの著作権保護を補完または強化することができないことを確認するものである。」と解説している。

匠が登録されている(括弧書内は登録番号)<sup>22</sup>。日本の意匠法では、意匠の物品性(意匠法2条1項)との関係で、これらの意匠は保護対象となっていない。

図形商標も製品名を「ロゴ (logo)」として登録することができる。登録すると意匠権の効力はあらゆる製品への使用に及ぶことになる。また、商標権とは異なった権利の幅を持つことになる。例えば、被告が、図形商標を商標的使用態様で使用していない場合や打消し表示を付している場合のように、商品の出所の混同が生じていなくとも、全体的印象が同じであれば、意匠権侵害を構成することになる<sup>23</sup>。登録共同体意匠が、先行する登録共同体商標または加盟国における先行する商標に関する権利と抵触する場合には、その登録は無効となる(後述、3.(4)、(iv)他人の商標権、著作権との関係の項参照)。

触覚が含まれるかについては、意匠の定義からは明確ではないが、これを認める見解もある<sup>24</sup>。

## (3) 登録共同体意匠の保護要件

### (i) 新規性

共同体意匠は、同一の意匠が出願日(優先日)前に公衆の利用に供せられて(available to the public)いないときは、新規性(novelty)があるとみなされる。重要でない細部(immaterial details)においてのみ違う場合は、同一の意匠の範疇に含まれる。

「公衆の利用に供せられ」の意味については規則7条に規定があり、意匠が、登録後の公告その他で公示され、展示され、取引において使用された

<sup>22</sup> 実際の図面については、拙稿「登録例でみるヨーロッパ共同体意匠制度」DESIGNPROTECT60号(2003年)12頁-21頁参照。OHIMのウェブページからも入手可能。

<sup>23</sup> 図形商標を欧州共同体商標として登録した場合と欧州共同体意匠として登録した場合のメリットおよびデメリットについては、拙稿「商標と意匠の関係—欧州共同体意匠規則による商標の保護—」パテント56巻7号(2003年)3頁参照。

<sup>24</sup> Uma Suthersanen “Design Law in Europe”(2000), para 6-003参照。

等の場合には、当該意匠は新規性(規則5条)及び独自性(individual character)(規則6条)との関係において公衆の利用に供せられていたものとみなされる(規則7条1項)。

しかしながら、欧州共同体域内で事業を営む当事者にとってビジネスの通常の過程で合理的に知り得なかった場合には(not reasonably have become known in the normal course of business to the circles specialized in the sector concerned, operating within the Community)、公衆に利用可能となったものとはみなされない(規則7条1項)。

すなわち、新規性の範囲を画定する主体を、欧州共同体域内で事業を営む当事者に置く(European Limitation)<sup>25</sup>、相対的な新規性(relative objective novelty)となっている<sup>26</sup>。日本の意匠法では、新規性要件は、世界のどこかで公知であれば、登録を認めない絶対的新規性(absolute novelty)をとっている(意匠法3条1項)。

新規性の判断主体については、規定されていない。しかしながら、Musker 英国特許弁護士は、立法の経緯から、欧州共同体域内で事業を営む当事者を判断主体とする見解をとる<sup>27</sup>。

新規性については、無効部の決定があり、天井灯事件(OHIM 無効部2004年6月3日決定)<sup>28</sup>で、登録意匠と引用意匠との間に4箇所の相違があるた

<sup>25</sup> Cornish, W. and Llewelyn, D., "Intellectual Property: Patents, Copyrights, Trademarks & Allied Rights (Fifth Edition)" p.544(Sweet & Maxwell, 2003).

<sup>26</sup> 相対的新規性要件となった理由は、遠く離れた場所や美術館において見ることができる先行意匠を理由に登録意匠が容易に無効となることを防ぐことにある。理由の詳細については、「AIPPI 報告書(2003年)」11頁[茶園茂樹執筆分]、198頁[青木博通執筆分]参照。旧ドイツ意匠法も相対的新規性概念を採っていた。旧ドイツ意匠法については、染野啓子「意匠における相対的新規性概念」特許管理37巻11号1337頁(1987年)、大瀬戸豪志「西ドイツ意匠法について」特技懇153号50頁(1990年)、『著作権研究所研究叢書 No.9 応用美術委員会 著作権と意匠法との交錯問題に関する研究[大瀬戸豪志執筆分]』社団法人著作権情報センター附属著作権研究所(2003年)15頁、16頁参照。

<sup>27</sup> David Musker, "COMMUNITY DESIGN LAW -PRINCIPLES AND PRACTICE-" p.27(Sweet&Maxwell, 2003)、『AIPPI 報告書[茶園茂樹執筆分](2003年)』9頁参照。

<sup>28</sup> Miguel Soriano Sola (ES) v. RIDI Leuchten GmbH (DE), (OHIM Design Dept., Invalidity

め新規性が肯定されており、また、皮膚消毒剤塗布具事件(OHIM 無効部2004年6月14日決定)では、塗布具の先端の具体的な形状の違いにより、実用新案公報に掲載された意匠との間で新規性が肯定されている<sup>29</sup>。

カタログに記載された菓子の意匠と登録意匠が同一か否かが争われた菓子事件(OHIM 無効部2004年10月22日決定)<sup>30</sup>では、カタログが実際に発行されたこと、または、カタログに掲載された菓子が実際に販売されたことを立証していないとして、無効宣言の請求が棄却されている。

## (ii) 独自性

共同体意匠の、情報に通じた使用者(informed user)に与える全体的印象(overall impressioin)が、出願日(優先日)前に公衆の利用に供せられた意匠と異なっているときは、独自性(individual character)があると判断される(規則4条、6条)。ただし、独自性を評価する場合には、当該意匠の開発における意匠创作者の自由度(freedom of designer)を考慮する必要がある。

「公衆の利用に供せられ」の意味については、上記1.(3)(i)参照。

「情報に通じた使用者」については、英国特許庁のホームページには、『情報に通じた使用者』とは、意匠の専門家(design expert)(つまり、詳細に相違を見分けることに熟練した者)ではない。むしろ、『情報に通じた使用者』とは、問題としているその製品に精通している者をいい、例えば：ウェイトレスが、新しいコーヒー・ポット(cafétière)を、既存のコーヒー・ポットとの関係で前にどこかで見たとある(デジャブ(déjà vu))と判断するであろうか?との説明がある<sup>31</sup>。また、OHIM 関係者によるマニ

Div., June 3, 2004) (ICD 000000032).

<sup>29</sup> José Mallent Castello v 3M Innovative Properties Company, (OHIM Design Dept., Invalidity Div., June 14, 2004) (ICD 000000057): 本件とは別に、同一当事者間の別件(共同体登録意匠第000022454-0001号)に関して同日付け決定(ICD 000000040)がある。

<sup>30</sup> LENG-D'OR, S.A. v RECOT, INC., OHIM Design Dept., Invalidity Div., Oct. 22, 2004)(ICD 000000149).

<sup>31</sup> 英国特許庁ウェブサイトの About us & Policies :IPID Intellectual Property Policy Directorate:Current Issues:Designs: Implementation of the Designs Directive:Guidance FAQ's for designers and laymen(Protecting your Designs - The Law is Changing)中の(5)に掲載されている URL(<http://www.patent.gov.uk/about/ippd/issues/faq.htm>).

マニュアルには、「コレクター(収集家)又は小売商人」が該当する旨の説明がある<sup>32</sup>。

「意匠創作者の自由度」については、前記英国特許庁のホームページに「その外観が、機能や、他の部品(例えば、ネジ付きボルト)と適合する必要性によって決定されているのではない」場合には、自由度があると判断される旨の説明がある<sup>33</sup>。また、前記マニュアルにも、「意匠創作者の自由度については、技術的機能(functionality)、先行意匠(prior art)が考慮される」旨の説明がある<sup>34</sup>。

OHIM 無効部での決定において、「情報に通じた使用者」の意味について、図1にある椅子事件(2004年4月27日決定)<sup>35</sup>では、「情報に通じた使用者は、検討される分野に特化した環境において通常の商業活動を行う際に常識とされている技術状況については当然認識している」と説示されている。

「全体的印象」と「意匠創作者の自由度」の関係について、前出の天井灯事件(OHIM 無効部2004年6月3日決定)では、「情報に通じた使用者」は、全体的印象を判断する際に、技術的条件を備えた、この種の天井照明器具に必須の共通の特徴をそれほど重視しないと判断されている。また、前出の皮膚消毒剤塗布具事件(OHIM 無効部2004年6月14日決定)では、「情報に通じた使用者」は、独自性の評価に当たっては、製品の機能から必要とされない特徴に注目すると判断されている。

「全体的印象」の判断手法については、前記椅子事件において、主要な構成要素が共通し、他の要素が、主要な構成要素から受ける印象を変えるほど大きく異なっていない場合には、全体的印象が同じであると判断されている。

椅子事件及び皮膚消毒剤塗布具事件の決定内容は、以下の通りである。

<sup>32</sup> Maier, P. and Schlötterburg, M., “Manual on the European Community Design”(Carl Heymanns, 2002); この訳本である同著・水野みな子監修『欧州共同体意匠マニュアル』13-14頁((社)日本国際知的財産保護協会、2003)。

<sup>33</sup> 前掲注33 同箇所。

<sup>34</sup> 前掲注33訳本 14頁。

<sup>35</sup> Eredu, S. Coop (ES) v. Armet, S.R.L (IT), (OHIM Design Dept. Invalidity Div., April 27, 2004) (ICD000000024)。

【椅子事件(図1)】では、「二つの意匠を比較した結果、情報に通じた使用者は以下の結論に達した：－ 目に見える主要な構成要素によって、二つの意匠が異なるという全体的印象は生じない。－ 外観及び本質的な面に関する限り、二つの意匠の他の要素は、主要な構成要素から受けた印象を変えるほど大きくは異なっていない。－ それゆえ、共同体意匠から生じる全体的な印象は先行意匠のものとは変わらない。」<sup>36</sup>として、登録意匠は、引用意匠との関係で、独自性の要件を具備せず、登録無効と判断されている。

【皮膚消毒剤塗布具事件(図2)】では、「(引用実用新案公報)の図1及び図2に示された器具の頭部は円筒形状であり、一方、本件共同体意匠による塗布具の頭部はくさび形状である。(引用実用新案公報)に図示されたデザインは、円筒形の頭部と円筒形の柄とを組み合わせているが、本件共同体意匠においては、頭部の形状は、柄の形状と類似性がない。同一の幾何学的形状を柄と頭部に使用することは、異なる形状の組合せとは異なる全体的印象を生じさせる。」として、登録意匠は、引用意匠との関係で独自性の要件を具備し、登録は無効ではないと判断されている<sup>37</sup>。

図1 椅子事件(OHIM 無効部2004年4月27日決定)

登録共同体意匠第000003595-0001号

引用意匠スペイン意匠  
I-155523(V)号

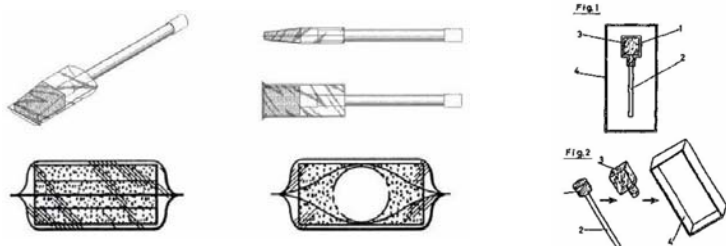


<sup>36</sup> 『平成16年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 諸外国におけるデザイン保護の実態に関する調査研究報告書[青木博通執筆分]』財団法人知的財産研究所(2005年)27頁。以下、『知的財産研究所報告書(2005年)』と略す。

<sup>37</sup> 『知的財産研究所報告書[青木博通執筆分](2005年)』28頁。

図2 皮膚消毒剤塗布具事件 (OHIM 無効部2004年6月14日決定)

登録共同体意匠第000022454-0002号

引用スペイン実用新案  
1046054Uの図面

### (iii) 新規性及び独自性喪失の例外

出願日(優先日)前12ヶ月以内に意匠創作者またはその承継人の行為または提供した情報に起因して公衆に利用可能となった場合には、新規性及び独自性を喪失しない(規則7条)。

### (iv) 通常の使用方法で外部から見えない意匠

規則4条では、複合製品(complex product: 製品の分解及び再組立てを可能にする、交換可能な複数の構成部品からなる製品)の一部を構成する部品(component part)の意匠は、当該意匠が複合製品に組み込まれた場合、通常の使用方法に従っている間外部から見えること(visible during normal use)が保護要件となっている。車のボンネット内にある製品は、通常の使用方法による場合外部から見えないので、保護されない可能性がある<sup>38</sup>。

「通常の使用」は、最終消費者によるものを意味し、メンテナンス、サービス、修理は含まれない。

日本の意匠法には、このような規定が存在しない。よって、通常の使用方法で外部から見えない部品の意匠が数多く登録されている。但し、被告の実施意匠が流通過程で視認できない場合には、意匠権侵害が否定される

<sup>38</sup> David C Musker 「隠された意味『使用時に見えない』意匠に関する英国の考え方」AIPPI 48巻11号33頁(2003年)参照。

場合が多い<sup>39</sup>。

### (v) 技術的機能によって定められた意匠及び相互連結の意匠

技術的機能のみによって定められた製品の外観の特徴(features of appearance of a product which are solely dictated by its technical function)には、意匠権による保護は認められない(規則8条1項)。

これに関連して、商標については、Philips社の商標(正三角形の形に配置された三つのロータリー・ヘッドからなるひげ剃りのヘッドの形状)に関する事件において、欧州共同体商標理事会指令<sup>33</sup>3条1項e号にある非登録及び無効理由(絶対的拒絶事由)の一つである「技術的結果を得るために必要な商品の形状(the shape of goods which is necessary to obtain a technical result)」については、代替形状の存在を立証するのみでは同項の拒絶・無効理由は解消しないと欧州司法裁判所で判断されている<sup>40</sup>。

しかしながら、この事件では、上記判断に先立ち2001年1月23日に提出

<sup>39</sup> 流通過程で要部が見えることで意匠権侵害を認めた鋸用背金事件(大阪高判昭和57年9月16日)、流通過程で視認できないことで意匠権侵害を否定したクリスマスツリー用端子金具事件(東京高判平成6年2月1日)、減速器事件(東京高判平成15年6月30日)がある。

<sup>33</sup> First Directive 89/104/EEC of the Council, of 21 December 1988, to Approximate the Laws of the Member States Relating to Trade Marks (OJ EC No L 40 of 11.2.1989, p. 1).

<sup>40</sup> Koninklijke Philips Electronics NV v. Remington Consumer Products Ltd., (ECJ, June 18, 2002)(Case C-299/99): 本件英国商標登録第1254208号は、1985年に英国で出願され、1938年英国商標法の下で登録されているが、前法を廃止した1994年英国商標法で登録されたものと同じ効力を有しており、英国控訴院が、本当事者間の係争事件についての判断に先立ち、商標指令の解釈を求めて欧州司法裁判所に付託(refer)した事案である。本事件の概要については、Troussel, J.-C. and Van den Broecke, P., "IS EUROPEAN COMMUNITY TRADEMARK LAW GETTING IN GOOD SHAPE?" 93 Trade Mark Reporter (TMR) 1066, 1077 (2003); Sanchez, P. V. 「Philips Electronics NV v Remington Consumer Products Limited 事件: 長期にわたる論争の行方」AIPPI 48巻12号14頁(2003年)参照。米国における機能性の議論については、Saidman, P.J., "Kan Traffix Kops Katch the Karavan Kopy Kats? or Beyond Functionality: Design Patents are the Key to Unlocking the Trade Dress/Patent Conundrum" Journal of the Patent and Trademark Office Society(JPTOS), Vol.82, No.12, p.839 (2000) 参照。



された法務官の意見書<sup>41</sup>の中で、欧州意匠指令における機能的意匠除外の規定との比較が行われており、意匠の場合には、同じ技術的機能を奏する代替意匠がある場合には、保護される旨述べられている。

いずれか一方の機能を発揮させるために機械的に相互連結する (mechanically connected to or placed in, around or against another product so that either product may perform its function) 製品の外観には意匠権による保護は認められない(規則8条2項)。いわゆる「must fit」除外の規定である。プラグのソケットとの嵌合(はめあい)部分は、相互連結の意匠(must fit)に該当する。

ただし、モジュラー・システム内(Modular System/構成単位)の相互に交換可能な製品の複数の組立て又は連結を可能にするような意匠に該当する場合には(a design serving the purpose of allowing multiple assembly or connection of mutually interchangeable products within a modular system)、意匠権による保護が可能である(規則8条3項)。例えば、組立式棚(shelving arrangements)、Lego 社のおもちゃブロックが該当する。Lego 社のおもちゃブロックは、その製品の主目的が嵌合することにあることにより、保護除外の例外とされている(「レゴ条項」と一般に呼ばれている)。日本の不正競争防止法2条1項3号の事件で、レゴ条項と同様の考え方をとった判決<sup>42</sup>がある。

<sup>41</sup> Opinion of Advocate-General RUIZ-JARABO COLOMER of European Court of Justice (AGO) of 23.1.2001, C-299/99, [2001] RPC 38, 745, [2001] ETMR 48.

<sup>42</sup> エアソフトガン事件(東京高判平成14年1月31日)において裁判所は、「いわゆる交換部品の市場における自由競争保護の要請から、交換部品の模倣品については、法2条1項3号による保護がないとする考え方がある。確かに、商品が破損した場合には修理の必要が生じ、その場合、消費者に過大な負担を負わせないように、公正な競争秩序維持が要請されることは明らかである。しかし、交換部品の市場、特に、いわゆるカスタムパーツの市場について、修理のための部品と同列に考えることはできない。前記のとおり、エアソフトガンの愛好者の間では、その楽しみ方として、その性能、機能や外観を変えたり、改良したりすることが行われており、その需要にこたえるために、本体としてのエアソフトガンに対応したカスタム用部品(カスタムパーツ)が販売されているのである。決して通常の意味での修理のために販売されているのではない。控訴人エアソフトガンのカスタムパーツがこの

#### (vi) 公序良俗違反

公序良俗に反する意匠(designs contrary to public policy or morality)には、意匠権の保護は認められない(規則9条)。規則のベースとなった「グリーン・ペーパー」は、「公衆を憤慨させる明白な意図をもって製品を装飾するナチスのシンボル」を保護から除外される例として挙げている<sup>43</sup>。

#### (vii) 先行意匠との抵触

当該意匠の出願日後に公衆の利用に供され、かつその出願日(又は優先日)前に出願又は登録されて保護されている先行する共同体意匠又はいずれかの加盟国の意匠と抵触する共同体意匠は保護されない(規則25条1項(d)号)。

#### (4) 登録共同体意匠権の効力

##### (i) 存続期間

登録共同体意匠は、登録により、出願日から5年間保護される。その後4回の更新により、最長25年間まで更新できる(規則12条)。

##### (ii) 権利の効力

登録共同体意匠権は、意匠権者に、意匠を使用し、第三者が自己の承諾を得ずにこれを使用することを阻止する排他権(exclusive right)を与える。すなわち、権利の性質は、第三者の独自創作にも権利の効力が及ぶ遮断効のある絶対的独占権である。

ようなものである以上、公正な競争秩序の維持といっても、控訴人エアソフトガン用の部品(カスタムパーツ)を自由に製造販売することを、それが交換部品であることのゆえに、許容しなくてはならない特別の必要性を見出すことはできない。少なくとも、修理部品とは異なる、カスタムパーツのような交換部品の市場においては、完成された商品の市場における形態模倣の規制と同様に、交換部品の模倣の規制がなされるべきものであり、交換部品であるからといって、特別に模倣規制を緩和すべき理由を見出すことはできない。」と判示している。

<sup>43</sup> 『AIPPI 報告書[茶園茂樹執筆]2003年』14頁。

「使用」には、意匠が組み込まれた又は利用された製品の製造、販売、流通、輸入、輸出若しくは使用、又は、これらの目的のためにその製品を保管することが含まれる(規則19条)。

間接侵害(indirect infringement)が認められるかについては、明確な規定を欠くが、規則89条は、「侵害訴訟または危惧される侵害を理由とする訴訟において共同体意匠裁判所が被告が共同体意匠を侵害したか、または、侵害する恐れがあると認定した場合、それを行わないことへの特別の理由がない限り、次に掲げる命令を発する。…(c)所有者が、侵害製品を製造するために支配的に使用される材料及び道具について、その所有者が意図された効果を有することを知っていたか、または、当該効果が状況上自明であることを知っていたときは、それらを押収する命令」と侵害訴訟における制裁について規定している。

意匠権の保護範囲は、情報に通じた使用者(informed user)に対して、登録意匠と異なった全体的印象(overall impression)を与えない意匠について及ぶ(規則10条1項)。意匠権の保護範囲を評価する場合には、意匠を開発する際の意匠創作者の自由度(freedom of designer)を考慮する。これは、保護要件の独自性(規則4条、6条)と同じ規定ぶりになっており、日本と異なり、登録除外の範囲と権利の効力範囲が一致している<sup>44</sup>。

意匠権侵害の判断をする際の判断主体について、「情報に通じた使用者」と明確に規定している。日本、米国、中国の意匠法(特許法)では、判断主体について規定していない<sup>45</sup>。

願書に記載した、① 製品の名称、② 意匠の説明、③ 公告の繰延べの記載は、意匠の保護範囲に影響を与えないので(規則36条6項)、製品名「自動車」の意匠権の保護範囲は、製品名「おもちゃ」の意匠にも及ぶ可能性が高い。

<sup>44</sup> Cornish and Llewelyn, supra, Note 8, p.550, “The test is the equivalent of that which compared with the prior art.”

<sup>45</sup> 意匠権侵害の判断基準の比較法的検討については、拙稿「意匠権侵害の判断基準—日本、米国、欧州、中国の比較法的検討—」『牛木理一古稀記念 意匠法及び周辺法の現代的課題』発明協会(2005年)353頁参照、拙稿「実務家からみた各国意匠制度の評価」DESIGNPROTECT67号(2005年)8頁、9頁参照。

「情報に通じた使用者」、「全体的印象」、「意匠創作者の自由度」の文言の解釈については、3.(3)(ii)独自性の項を参照。

欧州域内消尽の考え方が適用される(規則20条)。国際消尽の考え方をとっていないので、欧州域外からの並行輸入品の輸入を阻止することができる。

登録共同体意匠権に基づく意匠権侵害事件に関する裁判例はまだないが、欧州意匠指令に基づき改正された各国意匠法に基づく意匠権侵害事件については、以下の裁判例がある。

**【段ボール紙製品事件(ギリシャ・アテネ第一審裁判所)】**<sup>46</sup>は、被告の段ボール紙製品(立方体容器、引出し、半球状容器、収納箱)の製造販売が、原告の段ボール紙製品に係る意匠権(立方体容器、引出し、半球状容器、収納箱)の侵害を構成するか否かが争われた事案である。原告の意匠が出願日前に公知になっていたため、保護要件を満たさないとし、意匠権侵害が否定された。被告が答弁(Plea)の中で公知例の存在を理由に無効を主張した。本件は反訴ではなく、答弁の中で無効が主張されたため、登録意匠の有効性は当事者のみを拘束し、対世効がない。

**【自動車用プレート・ホルダー事件(スウェーデン・ヴェクシー地方裁判所2003年6月12日判決)】**<sup>47</sup>は、被告の意匠(自動車用プレート・ホルダー)が、旧法下で登録された製品「自動車用プレート・ホルダー」についての原告の登録意匠の侵害を構成するか否かが争われた事案である。

登録意匠と被告意匠は、情報に通じた使用者から見て、全体的印象が異なるとして、意匠権侵害は否定された。「情報に通じた使用者」は当該分野のエキスペートではないにしても、問題になっているタイプの製品及び当該分野に既に存在する意匠についてはある程度の知識を持っていなければならないとし、車両のプレート・ホルダーの場合、情報に通じた使用者は、自動車の取引業者であると判示している。これは、自動車の取引業者は、プレート・ホルダーを仕入れて、車両に取り付けることを活動の一部とするためである。車両の製造者、車両の購入者は、この場合、「情報に通じた使用者」に該当しない。車両登録番号が表示されたプレートのサ

<sup>46</sup> Ziakas Ioannis v. Defendants: X (Athens One Member Court of First Instance 6489/1999)

<sup>47</sup> The Golden Frame v. Formac, Växjö Tingsträtt, T1087-02, June 12, 2003.

イズについては制限があり、プレート・ホルダーの外観には余り大きなパリエーションは設定できないので、意匠の個別的な性格に関する要件のレベルはかなり低くすべきであると判示している。

### (iii) 権利の効力の制限(must match 意匠)

修理用部品(spare parts)のような must match 意匠<sup>48</sup>は、登録することができるが、権利の効力は、修理目的での修理用部品の使用には及ばない(規則110条)。例えば、ある自動車会社が、修理用部品である「自動車のドア」の意匠について権利を取得した場合、他の自動車会社が、自己の自動車を製造するために、本件ドアと似たドアを製造する場合には意匠権侵害を構成するが、修理用部品の製造会社が、意匠権者が製造する自動車の修理目的で、そのようなドアを製造、販売する場合には意匠権侵害を構成しない。修理用部品の市場に新規参入を促すためにこのような制限が設けられている<sup>49</sup>。

欧州意匠指令<sup>50</sup>では、現在のところ、この点各国の自由となっている。例えば、デンマーク、スウェーデン、フランス及びドイツでは、各国ごとの権利を取得すれば、修理用部品メーカーに対しても権利行使できる。ただし、デンマーク、スウェーデンにおいては、修理用部品の意匠権の存続期間は、出願日から15年間で短くなっている。フランス及びドイツの場合には、存続期間の制限もなく、通常の意匠権と同様に出願日から25年間である。英国では、欧州共同体意匠規則と同じ取り扱いとなっている。ただ

<sup>48</sup> must match 形態とは、一体として統合されるために他の物品に依存することが必要な形態をいう。満田重昭「著作権と意匠権の累積」『民法と著作権法の諸問題—半田正夫教授還暦記念論文集—』法学書院(1993年)631頁参照。

<sup>49</sup> 欧州意匠指令及び欧州意匠規則の成立が遅れた最大の理由は、修理用部品の保護について意見が対立したためである。一般に欧州議会は消費者寄り、欧州理事会は産業界寄りであった。欧州意匠規則成立の経緯については、『AIPPI 報告書[茶園茂樹執筆]2003年』186頁参照。

<sup>50</sup> 欧州意匠指令の概要については、Annette Kur, A. “Freeze Plus” Melts the Ice – Observations on the European Design Directive” IIC Vol.30, No.6 (1999) 参照。欧州意匠指令の改正には、欧州議会(消費者寄り)及び欧州理事会(産業界寄り)の双方の承認が必要となる。

し、欧州委員会を中心に、欧州意匠指令について見直しがなされている<sup>51</sup>。

日本の意匠法にはこのような規定はなく、must match 意匠に該当するような修理用部品も多数登録されている。

### (iv) 他人の商標権、著作権との関係

識別性を有する標識が後願の登録共同体意匠の中に使用されており、また、当該標識を支配する欧州共同体商標規則または加盟国の法令が当該標識の権利者に当該使用を禁止する権利を与えている場合には、当該登録共同体意匠は、無効を宣言される(規則25条1項(e))。

また、共同体登録意匠が、加盟国の著作権法に基づいて保護されている著作物の使用を構成する場合にも、当該登録共同体意匠は、無効を宣言される(規則25条1項(f))。

日本の意匠法では、他人の商標権または著作権と抵触する意匠権は、実施の制限がされるが、登録自体は無効とはならない(意匠法26条)。これに対して、欧州共同体意匠規則は、登録を無効とすることで、他人の商標権及び著作権との調整を図っている。

### (v) 権利の効力の及ぶ地域的範囲

権利の効力の及ぶ地域は、欧州共同体加盟国25カ国である。

共同体意匠を登録したとしても、加盟国の旧植民地には、欧州共同体域外であるため、権利の効力が及ばない。これらの国に意匠権を確保したい場合には、加盟国毎の意匠権を取得する必要がある。例えば、ベリーズ、ウガンダ、スワジランド、ケニア、ドミニカについては英国の登録が、タヒチ、ニューカレドニアについてはフランスの登録が必要となる。

<sup>51</sup> European Policy Evaluation Consortium “Impact assessment of possible options to liberalize the after market in spare parts” (<http://oami.eu.int/en/office/pdf/spare.pdf>)。欧州委員会は、意匠権の保護のある国では、修理用部品の値段が6-10%ほど高くなっていると報告している(2004年9月14日付プレスリリース“Industrial property: Commission proposes more competition in car spare parts market”)。CIPIC 事務局「欧州情報」CIPIC ジャーナル153号(2004年)47頁も参照。

#### (5) 登録共同体意匠権の譲渡、ライセンス、担保

譲渡の対象は加盟国全体で、欧州共同体の特定国のみの譲渡はできない(規則28条)。多意匠一出願で登録された意匠については、一部の意匠権の譲渡も可能である。

加盟国全体または特定地域 (whole or part of the Community) のライセンスも可能である(規則32条)。多意匠一出願で登録された意匠については、一部の意匠権のライセンスも可能である。ライセンスは、独占的なものと非独占的なものがある。ライセンス契約に別段の定めがない限り、非独占的ライセンシーは、権利者の同意なしに侵害訴訟を提起することはできない(規則32条2項)。独占的ライセンシーは、侵害訴訟に関する通告を意匠権利者に与えたにもかかわらず、権利者が適切な期間内に訴えを提起しなかった場合、自ら侵害訴訟を提起できる(規則32条2項)。

登録共同体意匠は、担保 (security) または対物的権利 (rights in rem) の対象となる(規則29条)。

#### 4. 非登録共同体意匠

非登録共同体意匠は、意匠が最初に欧州共同体域内の公衆に利用可能とされた日から (as from the date on which the design was made available to the public within the Community)、無方式で権利が発生し、3年間保護される(規則11条1項)<sup>52</sup>。

英国の非登録意匠権と異なり、相互主義 (reciprocity principle) を採っていないため、欧州共同体域外に居所を有する者であっても本権利を主張できる。

保護要件については、登録共同体意匠と同じであるが、本権利の効力は著作権と同様に第三者の独自創作には及ばない相対的独占権である模倣禁止権 (right to prevent only if use results from copying) となっている(規則19条2項)。

<sup>52</sup> 非登録共同体意匠の概要については、茶園茂樹「ヨーロッパ共同体意匠規則における非登録共同体意匠について」DESIGNPROTECT61号(2004年)11頁参照。

非登録共同体意匠権は、創作の時点で権利が発生せず、公衆の利用に可能となった段階で権利が発生するため、Kur 教授は、本権利は、著作権タイプの保護ではなく、不正競争タイプの保護として位置付けている<sup>53</sup>。

非登録共同体意匠の有効性については、侵害訴訟における答弁(登録共同体意匠と異なり、その理由は限定されていない)又は反訴によって争うことができる(規則85条2項)。

登録共同体意匠権と非登録共同体意匠とを比較すると、権利取得手続や費用が掛からない点が非登録共同体意匠の最大のメリットといえる。

しかしながら、① 立証の困難性(公衆の利用に供した日、相手方が独自創作でない点)、② 公示されないので、威嚇効果がない(警告状で相手方がやめない可能性がある)、③ 第三者の独自創作に権利の効力が及ばない、④ 保護期間が3年間と短い(登録共同体意匠は25年間)、⑤ 登録共同体意匠の場合、その登録人又は出願人は OHIM に対して正当な権原を有する者とみなされ(規則17条)、侵害訴訟の裁判においても、何ら立証することなく、権利は有効なものと扱われるが(規則85条1項)、非登録共同体意匠にはこのような効果はないといったデメリットがある。

非登録共同体意匠については、以下の裁判例がある。

**【三層式エアークッション第1事件(ドイツ・ハンブルク地方裁判所2003年11月26日判決)】**<sup>54</sup>では、被申立人の提出した公知例によっては、非登録共同体意匠権の有効性は否定できないとして、意匠権侵害が肯定されたのに対して、**【三層式エアークッション第2事件(ドイツ・ハンブルク地方裁判所2003年12月4日判決)】**<sup>55</sup>では、被申立人の提出した公知例により、非登録共同体意匠権の有効性が否定され(新規性欠如)、意匠権侵害が否定されている。

**【靴事件(ドイツ・デュッセルドルフ地方裁判所2004年4月28日欠席判**

<sup>53</sup> ローマで開催された FICPI オープンフォーラムのラウンドテーブル(2001年11月17日)での Annette Kur 教授(マックス・プランク知的財産研究所)の発言。拙稿「ローマ意匠国際シンポジウムに参加して」DESIGNPROTECT53号(2002年)35頁参照。

<sup>54</sup> Landgericht Hamburg 308 O 564/03 Urteil, 26.11.2003 - Luftbett I.

<sup>55</sup> Landgericht Hamburg 308 O 591/03 Urteil, 4.12.2003 - Luftbett II.

決】<sup>56</sup>では、登録共同体意匠権と異なり、非登録共同体意匠権には権利の有効性の推定が働かないため、原告が、非登録共同体意匠権の有効性について疎明することにより、意匠権侵害が認容されている。

【コンピュータ・フラット・モニター事件（ドイツ・ハンブルグ地方裁判所2003年8月29日決定）】<sup>57</sup>は、理由が述べられていないが、デッド・コピーの事案であったと解される。

【バービー人形事件（英国高等法院2003年10月20日報告）】<sup>58</sup>は、著作権及び非登録共同体意匠権に基づく英国裁判所の事案であるが、和解により終了している。

## 5. 加盟国拡大に伴う経過措置

2004年5月1日から欧州共同体の加盟国が15カ国から25カ国に増加したが、その経過措置が規則110条aに規定されている。

2004年5月1日前に出願されまたは登録された共同体意匠は自動的に新加盟国（10カ国）において有効となる。別途の手續や費用は必要ない。

拒絶理由・無効理由が新加盟国による理由の場合、その拒絶理由・無効理由は2004年5月1日前に登録または出願（優先権主張をしている場合には第1国出願日が基準）された共同体意匠には適用されない。

2004年5月1日前に新加盟国で先行権（意匠出願又は登録、商標出願又は登録、著作権）を取得した者は、規則25条(1)(d)、(e)または(f)に該当する共同体意匠（先行意匠、商標、著作権と抵触する意匠）の使用に対して対抗（oppose）することができる。

上記の規定は、非登録共同体デザイン権にも適用される。この場合、意匠が2004年5月1日前に欧州域内で公衆の利用に供されている必要がある。

以上

（原稿受領日 2005年11月5日）

[追記]

2005年6月25日に開催された北海道大学大学院法学研究科の知的財産法研究会「国際意匠法」において、田村善之教授より、欧州共同体意匠規則における「市場指向型」の意味を問われ、その「解」を求めてまとめたのが本稿である。田村教授に記して感謝申し上げたい。

<sup>56</sup> Landgericht Düsseldorf 12 O 123/04 Versäumnisurteil 28.4.2004 — Shuh.

<sup>57</sup> Landgericht Hamburg 308 O 457/03 Beschluss 29.8.2003 — Computerfachabbildschirm

<sup>58</sup> Mattel Inc. v Woolbro (Distributors) Ltd, [2004] F.S.R. 12, [2003] EWHC 2412 (Ch D, Oct 20, 2003).